

府 中 市  
公 園 施 設 個 別 施 設 計 画

令和 6 年 3 月  
府 中 市

## ▼ 1. 計画策定の趣旨及び概要

### 1-1. 計画策定の趣旨

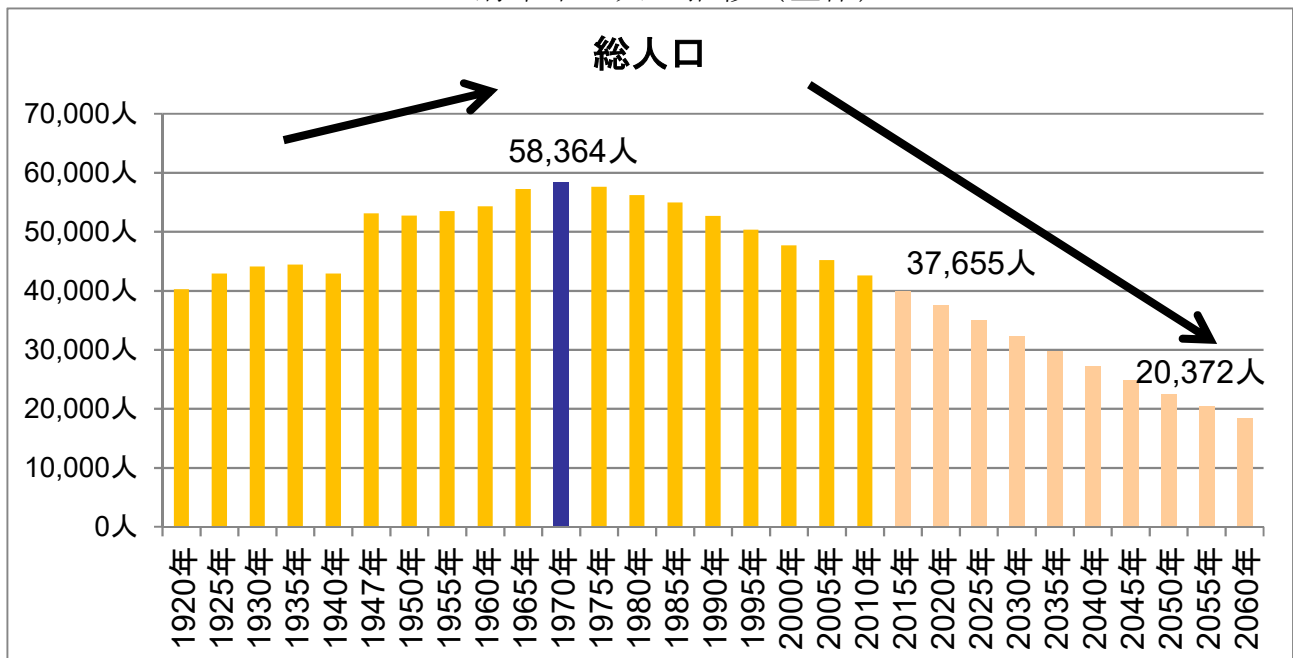
現在、府中市内には大小約96ヶ所の公園や広場が存在しています。これらはいずれも、地元住民や地域企業にとっての憩いの場として利用されています。その多くが昭和後期に建設され、築40年を超えているものが殆どであり、維持更新費用の増加が見込まれるところです。

一方で、府中市の財政状況は厳しさを増しています。歳出においては、扶助費の増加が著しく、歳入においては税収の減少や合併算定替えの終了による普通交付税の減額など減少傾向が続いています。

こうした財政状況の悪化は、過去に類を見ないスピードで進行している人口減少により、さらに拍車がかかります。府中市の人口は、今後40年間で大幅に減少すると予測されています。現在の人口37,655人（令和2年度国勢調査）が、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2055年には20,372人程度にまで減少します。

このような状況を踏まえ、府中市における公園施設のあり方について検討することで、持続的かつ安定的な管理・運営を可能とし、子や孫の世代に安心・安全な公園を引き継ぐとともに、市民生活に必要な不可欠な行政サービスを滞りなく提供することができるようにするために当計画を策定します。

### ▼ 府中市の人口推移（全体）



資料：「国勢調査」、社人研「将来人口推計」

## 1-2. 概要

- ・本計画は、府中市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）「第3章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、公園の維持管理方針について具体的に示したものです。
- ・本計画の実施期間は、総合管理計画の計画期間に合わせた令和 37（2055）年度までとします。

### 【数量に関する基本方針】

- ・都市公園として告示している公園の廃止は行いません。
- ・それ以外の公園や広場については、今後の必要性を判断し、適正な数を維持します。
- ・公園の利用者がいない場合や、都市公園法第16条の廃止要件に当てはまる場合に限り、地元同意を得たうえで廃止します。

### 【品質に関する基本方針】

- ・利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、バリアフリー化や施設の更新を図ります。

### 【コストに関する基本方針】

- ・LCC(ライフサイクルコスト)の削減を踏まえ、定期点検を主とする予防保全型管理により長期的なコストの削減を図ります。
- ・公園外灯のLED化、遊具の防腐塗装、ネットフェンス等構造物の事前補修といった手段により、ランニングコストの低減を図ります。

## ▼ 2. 計画期間

総合管理計画の最終年度に合わせ、令和 37（2055）年度までとし、令和 5（2023）年から令和 7（2025）年までを第1期とし、以後10年ごとに第2期、第3期及び第4期に分け、期ごとに見直しを行います。また、その他の計画や事業との整合を図るとともに、財政状況や制度改正等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、必要に応じ見直しを行います。

年度	R 5～R 7	R 8～R 17	R 18～R 27	R 28～R 37
個別施設計画	策定			
	第1期	第2期	第3期	第4期

10年ごとに見直し

### ▼ 3. 対象施設

No.	施設名	種別	所在地	敷地面積	延床面積	遊具点検
1	府中公園	総合公園	出口町 38-1	26,036.76	156.41	C
2	中須公園	近隣公園	中須町 1650-1	8,379.00	20.16	B
3	中須児童公園	街区公園	中須町 1280-3	2,521.00	27.36	B
4	見晴団地南児童公園	街区公園	本山町 1673	2,036.00	98.55	C
5	元町北公園	街区公園	元町 12-2	2,065.00	7.92	C
6	三室公園	特殊公園	出口町 102	57,000.00	140.58	遊具なし
7	段原公園	近隣公園	鵜飼町 800-69 外	22,705.00	53.09	B
8	元町公園	街区公園	元町 545-3	1,200.00	38.76	C
9	前原児童公園	街区公園	父石町 1176-1	1,146.00	7.92	C
10	桜が丘ふれあい公園	街区公園	桜が丘一丁目 7-1	1,615.00	18.05	B
11	桜が丘わんぱく公園	街区公園	桜が丘二丁目 14	2,733.00	18.05	C
12	三郎丸児童公園	街区公園	三郎丸町 396-1	4,585.00	8.16	B
13	国府児童公園	街区公園	高木町 1896	1,901.00	5.73	B
14	ウカイランド公園	近隣公園	鵜飼町 162-4	18,844.95	13.00	C
15	稲月児童公園	街区公園	広谷町 1199	938.27	14.17	B
16	土生児童公園	街区公園	土生町 855-1	8,168.00	25.21	C
17	中山公園	特殊公園	上下町上下 499-1	128,738.33	11.31	遊具なし

18	古川公園	街区公園	高木町 1393-1	1,614.63	10.32	C
19	門田池児童公園	街区公園	本山町 118	3,755.00	36.64	C
20	篠根公園	広場	篠根町 580-3	1,069.46	12.48	遊具なし
21	鵜飼児童公園	街区公園	鵜飼町 555-39	1,697.57	0.00	B
22	高木児童公園	街区公園	高木町 1450	1,127.00	0.00	C
23	稲荷木児童公園	街区公園	高木町 1160-3	1,229.00	0.00	C
24	父石 1 号児童公園	街区公園	父石町 443-1	1,203.00	0.00	B
25	下樋掛児童公園	街区公園	高木町 484-1	1,052.00	0.00	B
26	緑ヶ丘 1 号児童公園	街区公園	土生町 396-18	687.71	0.00	B
27	緑ヶ丘 2 号児童公園	街区公園	土生町 650-25	1,747.58	0.00	C
28	中之町児童公園	街区公園	中須町 722-1	1,317.62	14.00	C
29	中須 2 号児童公園	街区公園	中須町 895-3	1,039.00	0.00	C
30	西ッ子児童公園	街区公園	出口町 846-12	925.65	0.00	B
31	月見ヶ丘公園	近隣公園	本山町 530-250	6,513.00	0.00	C
32	菅谷児童公園	街区公園	目崎町 224-3	1,074.00	0.00	C
33	夢ほたる公園	街区公園	出口町 874-4	1,674.59	18.96	B
34	鵜飼西児童公園	街区公園	鵜飼町 61-2	2,121.92	38.12	A
35	府川児童公園	街区公園	府川町 286-1	1052.79	0.00	C
36	栗柄西児童公園	街区公園	栗柄町 2547-1	1078.34	3.00	C

【選定基準】以下の 3 点を基準に選定

- ① 都市公園として告示している
- ② 地域活動の場として利用されている
- ③ 避難場所に指定されている

【遊具点検】判定基準は以下のとおり

- A：健全な状態
- B：軽微な故障があり、経過観察が必要な状態
- C：修繕が必要な劣化がある状態
- D：緊急修繕（撤去）が必要な状態。使用禁止。

#### ▼ 4. 課題

公園施設の8割以上が建築後40年以上を経過しており、特に遊具の老朽化が進んでいます。毎年、遊具点検でD判定（使用不可）となる公園が5～10か所は発生し、年に数百万円の修繕費が必要となることがあります。

今のままでは公園施設の年間更新費用は増えていく一方であり、計画的な施設の長寿命化を図る必要があります。

#### ▼ 5. 優先順位の考え方

施設の劣化度調査（年1回の法定点検）の結果、点数が低い施設を優先します。点検を実施できていない場合、その公園の利用人数や頻度など、施設の状況に応じて優先順位を決定します。

#### ▼ 6. 個別施設の状態等

毎年、職員及び専門業者による公園施設の点検を行い、施設の状態等の結果を点検票に記入し、常時分析が可能な状態を整えます。

トイレや東屋などの建物については、直ちに修繕を要するものは現状ありません。

#### ▼ 7. 基本方針

公園施設は、地域活動において重要な役割を持つことから、今後も市が管理すべきと考えます。

地元住民に限らず、他のエリアから公園に来られるすべての人にとっての憩いの場という性質を鑑みるに、可能な限り多くの公園を残すべきです。都市公園法上の廃止要件を満たした場合は別として、単に経済上のメリットを理由とする公園の廃止は行いません。

しかし、公園の利用が全く見られない場合は、地元同意を得たうえで解体して更地とすべきです。借地であれば所有者に返還し、公園用地を市が所有している場合

は、今後の利活用を検討することとなります。

以上に加えて、市全体にとっての財産の適正管理に関する在り方について定めた方針や要領に従い、公園用地の借地の解消に努めます。

日常的な維持管理については、利用者の大半が公園の立地している地域の住民であるため、地元の協力のもと行います。

### 7-1. 公園施設の整備方針

公園施設の整備については、以下の視点に照らして計画的な実施を検討します。

#### (1) 地域コミュニティの醸成

…地域の振興活動に必要な設備の拡充、多機能化による利用価値の向上

#### (2) 安全性の向上

…遊具その他構造物の修繕や撤去、トイレのバリアフリー化、防犯カメラの設置など

#### (3) 省エネルギー化・・・屋外照明のLED化

### 7-2. 維持管理に係る方針について

(1) すべての公園を対象に、保全型予防の観点から3年を1サイクルとした点検を実施します。施設の状態等の結果を点検票に記入することで常時分析が可能な状態とし、計画的な維持修繕や管理を行います。

(2) 公園は災害時の避難場所でもあることから、本来の役割以外の公的機能を有すべき公園だと認められる場合、AEDや防犯カメラなど必要な設備を置きます。

(3) 公園用地が借地である場合は、その公園の重要度に従って借地の買取りについて検討し、必要である場合は地権者と協議します。

## 8. 年次計画・対策費用

(千円)

	R5	R6	R7
府中公園	東屋改修 6,630 →	外灯LED工事 5,929 →	
中須公園		複合遊具修繕 1,465 トイレ屋根改修 594 →	

中須児童公園		防球ネット設置工事 12,105 —————→	
見晴団地南児童公園		照明設置工事 385 —————→	
元町北公園			
三室公園			
段原公園			トイレ改修 2,580 —————→
元町公園			
前原児童公園			
桜が丘ふれあい公園			
桜が丘わんぱく公園			
三郎丸児童公園			
国府児童公園			
ウカイランド公園			



稲月児童公園			
土生児童公園			
中山公園			
古川公園			
門田池児童公園			
篠根公園			
鵜飼児童公園			
高木児童公園			
稲荷木児童公園			
父石1号児童公園			
下樋掛児童公園			
緑ヶ丘1号児童公園			

緑ヶ丘2号児童公園			
中之町児童公園			
中須2号児童公園			
西ッ子児童公園			
月見ヶ丘公園			
菅谷児童公園			
夢ほたる公園			
鵜飼西児童公園			
府川児童公園			
栗柄西児童公園			

※上記の対策費用は実際に積算したもののほか、公共施設等管理システムにより試算している費用であり、この計画により予算が確定されるものではありません。

#### ▼ 8. 日常点検の実施

施設の安心・安全の確保、予防保全を行い適切な予算の確保につなげるために、日常点検を実施します。

- (1) 日頃のチェック・・・日々の業務の中に点検の視点を導入して、五感を使って変化に気づくようにします。
- (2) 定期点検・・・年に1度施設の点検を行います。